

2015年6月30日
全国地域人権運動総連合

意見書

福岡県那珂川町、平山ひとみ議員の懲罰問題

那珂川町長の議長に対する平山議員の発言撤回要望は、

1. 解放令の説明の際、「えた、ひにんの称の廃止」と賤称語を使ったというが、「えた、ひにんの称の廃止」は、解放令自体の文言であり、身分差別禁止のため賤称語を特定したものである。従って、解放令を説明する際に禁止した名称に触れることはむしろ当然のことである。平山議員は差別をなくす立場で意見を述べていることは明白であり、これを差別発言とすることは理由なく、議員の発言を封ずることで、許されることではない。

数の力で議会での発言を封ずることは住民から負託された議員活動と議会の自律性を自ら葬るものといえる。

2. 同和対策で個人給付を行っている市町村名を挙げたこと。

平山議員は特別措置法が2002年に終了しながら、尚、残存して、助成金が支払われていることを是正すべきとする立場から議論しており、正当な議員活動として保障されるものである。

行政を他の市町村と比較することは逆差別をなくすために必要な検討であり、差別的発言にはなり得ない。

3. 「同和がとても強いといわれる糟屋町」発言は、助成金の実態について、逆差別の是正を求める立場から、時代錯誤的な税金支出を指摘するものである。部落差別解消の段階にある現状認識に立った発言であって、偏見に基づく悪意や侮蔑ではない。

4. 「同和」という名称は、政府の同和対策や同和地区に由来するものであり、同和運動団体の部落解放同盟の勢力を表現する場合もあるが、それが使われる文脈からして、平山議員が差別発言したものは到底いえない。こうした言葉狩りは、議員活動を不当に制限し、そのことで、不公正な行政を維持しようとするものである。